

令和6年第11回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和6年11月22日（金） 17時30分開会
18時30分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長 金崎良一
教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員
教育次長 宮司裕子
学校教育課理事 鳥山勝美
教育総務課長 久原和彦
生涯学習課長 中尾盛雄
教育総務課 係長 島 美紀

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

議案第36号 長与町立義務教育学校設置方針について

議案第37号 長与町教育委員会事務局庶務規則及び長与町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について

議案第38号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

6. その他

閉会

○宮司教育次長

皆さんこんばんは。

壱岐からのお戻りでお疲れだと思いますが、今から始めさせていただきます。

定足数に達しておりますので、令和6年第11回定例教育委員会を開会い

たします。

はじめに、金崎教育長にご挨拶をお願いいたします。

○金崎教育長

改めまして、皆さんこんばんは。

お忙しい中お集まりいただき、先ほど次長の方からもありましたが、早朝から長崎県市町村教育委員会連絡協議会主催の研修会に参加していただきまして本当にありがとうございます。

本日の記念講演の中で、これからの社会を生きていく子どもたちが必要となる資質能力をどう育んでいくかというふうなことがございましたが、子どもたちに力をつけさせると同時にその子どもたちの力を信じるということのご講演でもあったと思っています。

また、対馬市の方の発表で、対馬市における学校統廃合について、これまでの経過と課題というのが出されまして、非常に内容を詳しく、なかなか話しにくいこともちゃんと話をさせていただいて、統廃合というのが厳しいということも含めて、これからどうやっていくか、全ての自治体の課題かなと思いましたが、もしかしたら、この後の議題の中にあるところと、深く関連する内容でもあったと考えております。

本日の報告に加えて、大きな議題も用意をしております。

ぜひ、慎重かつ前向きなご討議を、いつものとおり、どうぞよろしくお願いします。

○宮司教育次長

次に、10月25日に開催いたしました第10回定例教育委員会の会議録につきましてご承認をお願いいたします。

ご承認いただけますでしょうか。

ありがとうございました。

令和6年第10回定例教育委員会議事録につきましては承認されました。

続きまして、次第4 報告になります。

教育行政、10月26日から本日までの報告でございます。

1 ページをお願いします。

教育総務課では、10月30日、長崎県・市町教育委員会連携会議が開催され、教育長が出席いたしました。

また、本日11月22日には長崎県市町村教育委員会研究大会が壱岐市で開催され、教育委員会の皆様にもご参加いただいたところです。

次に、学校教育課です。

10月29日に長与中学校で合唱コンクール、11月に入りまして、7日に長与北小、15日に長与小・高田小が修学旅行で、福岡や熊本に行ってお

ります。

11月1日は長与小学校150周年記念式典が開催されました。

150周年記念キャラクター発表や表彰、また長与小150年の歩みをスライド写真で紹介しました。

参加された方が長与小と子どもたちの未来が輝かしいものであることを願う温かな式典となりました。

11月5日から6日には、長与町英語による国際コミュニケーション活動、通称NICEを開催いたしました。

県内の市町の教育委員会に所属しているALTの協力を得て、ネイティブスピーカーと楽しみ触れ合うことで、英語学習への意欲向上やグローバル化に向けた異文化への理解を目的に、町内の中学1年生を対象に、学校ごとに2日間に分けて行っております。

11月19日に長与町あたらしい学校づくり検討委員会を開催しました。義務教育学校制度の導入に向けた答申を頂きました。

この後、議題と議案として提出いたしますので、内容のご審議をお願いいたします。

最後に、生涯学習課です。

地域部活動につきましては、11月20日から21日に教育長が講師として、石川県中能登町に赴いたほか、玉名市、筑前町、小郡市、北九州市の教育委員会、愛媛県スポーツ協会からの視察を受入れております。

11月3日は、町民文化祭表彰式典・文化講演会が開催されました。

翌週の9日と10日には、音楽祭や芸能祭も行われ、芸能祭には16団体、音楽祭には28団体が参加され、日頃の練習の成果を発表されていきました。

その他、文化作品展や学校作品展では、個性の光る作品や芸術性の高い作品がそろいました。

17日に勤青長与まつりが開催され、日頃の学習の成果を発揮されていきました。

以上が教育行政報告になります。

次に、学校事故報告と委任事項の報告でございますが、学校事故の報告はございません。

それから、委任事項につきましても、報告すべき重要事項等はございませんでした。

以上で報告を終わります。

これまでで、ご質問等ございませんか。

それでは続きまして、議事に移りたいと思います。

議事の進行を金崎教育長をお願いいたします。

○金崎教育長

議案第36号 長与町立義務教育学校設置方針についての提案理由の説明を求めます。

宮司教育次長。

○宮司教育次長

議案第36号 長与町立義務教育学校設置方針についての提案理由を申し上げます。

長与町あたらしい学校づくり検討委員会の答申を受け、長与町立義務教育学校設置方針を作成いたしましたものでございます。

詳細につきましては、鳥山理事より説明をお願いいたします。

○金崎教育長

鳥山理事。

○鳥山理事

失礼します。

長与町における新しい学校づくりを進めるに当たりまして、本年5月に教育委員会の附属機関として、長与町あたらしい学校づくり検討委員会を設置いたしました。

これまでに、4回の検討委員会が開かれ、10名の委員の皆様には、毎回様々な角度から貴重なご意見をいただきました。

また、長与町の新しい学校につきまして、熱心にご審議を重ねていただいたところです。

今週火曜日、19日に開かれました第4回検討委員会におきまして、検討委員会の答申がまとまり、教育長へ提出がありました。

その答申を受けまして、別紙1のとおり、義務教育学校設置方針を立案いたしましたので、ご説明の後、ご審議を頂きたいと思っております。

別紙1を御覧ください。

長与町立義務教育学校設置方針、長与町教育委員会の附属機関である長与町あたらしい学校づくり検討委員会の答申を受けて、以下の方針に基づいて長与町に義務教育学校を設置する。

予測不可能で、変化の激しい時代に立ち向かう社会のつくり手を育成する方策として、学校教育の改革は喫緊の課題である。

長与町においても、デジタル時代のグローバルで個別最適な深い学びの実現が求められている。

長与町の未来を見据えた教育の実現を意図して、次のような「教育長与モデル」を推進する。

1、あたらしい学校として、義務教育学校を設置する。

- 2、教育目標・方針等は、従来の枠組みにとらわれず、子どもの自己実現と長与の未来に望ましい子ども像とする。
- 3、育てる資質・能力等は、必要なキャリア形成、地域の課題解決、外国語運用、情報活用を骨格とする内容で構成する。
- 4、教育課程は、9年を一貫として編成し、多様な児童・生徒の豊かで望ましい成長を図るために、柔軟性のある学年区分や指導体制を導入する。
- 5、教職員は、学校種を越えた融合と連携を密にし、深く楽しい学びを実現する。
- 6、学校教育活動は、地域コミュニティの人材力や教育力を活用するとともに、学校の教育力を地域活性化につなげる、双方向の密な連携のもとで行う。
- 7、運営は、教職員、保護者、地域住民、子どもとの協議に基づいて行う。
- 8、あたらしい学校は、進取、変革に挑戦する学校であり続ける。

令和8年4月より、高田小学校と高田中学校を統合し、高田義務教育学校（仮称）とする。

以上でございます。

ご審議よろしく願いいたします。

○金崎教育長

それでは、議案第36号について、質疑はございませんか。

鳥山理事。

○鳥山理事

別紙の2枚目が実際の検討委員会から出ました答申でございます。この答申を受けまして、教育委員会の設置方針としております。

○金崎教育長

それでは質疑ございませんでしょうか。

古賀委員。

○古賀委員

説明ありがとうございました。

設置方針として、今の時代に合った、今からの新しい学校づくりに対しての望ましいというか、こうであるべきじゃないかという方針になったと思います。

特に、運営は、教職員、保護者、地域住民、子どもも取り入れた中での方針というのが、やっぱりこれからの時代大切なことだと思います。

子どもたちが自主的にこうしよう、ああしようというところを、我々大人が決めたことをさせるのではなくて、自分たちが計画して、したいことをできる時代になってきていると思うので、やっぱり、今までの従来の学校のあ

るべき姿じゃなくて、新しい学校ですから。

そういった面を含めても、私は、良い設置方針が示せたのではないかなという感想でした。

○金崎教育長

はい。ありがとうございました。

他にございませんか。

廣田委員。

○廣田委員

3番に書いてあります、育てる資質・能力等は、必要なキャリア形成、地域の課題解決、外国語運用、情報活用を骨格とする内容というのは、とても深く、実現するには難しい課題がたくさんある内容だと思います。

新しい学校なので、足並みをそろえるという必要はありませんが、他の学校と余りにかけ離れたものになり過ぎて、他校とかその地域の方達、保護者の方達が、不信感という言葉は余りよくありませんが、この学校だけこんなにすごい教育内容をやるのかということがないように、十分気をつけて今後進めていかないといけない内容かなと思います。

設置方針に書かれてあることは、私もとてもすばらしいですし、これからすごく期待できる学校だと思いますので、よろしくお願いします。

○金崎教育長

はい。ありがとうございました。

鳥山理事。

○鳥山理事

ありがとうございました。

検討委員会の中でも、同じような意見が出されて、高田義務教育学校だけいいことをして、何かずるくないですかというような意見が、他の第二中校区・長与中校区から出るんじゃないかなという意見が出ましたので、その点については十分丁寧な配慮をしていきたいなと思いますと同時に、横展開できるものは、高田だけではありませんくて、これは、小中が分かれているところでもできるというものについては横展開をしていこうというような考えを持っております。

以上でございます。

○金崎教育長

他にございませんか。

仁田委員。

○仁田委員

私もこの内容自体とてもいい取組ですし、すごく期待して楽しみにしてい

る状況なんですけれども、7番の、運営は、教職員、保護者、地域住民、子どもとの協議に基づいて行うというのもとても理想的だし、これが実際に運用できれば、本当にいいことだと思うんですが、子どもがどのような関わりをしていくのかというのは、まだ具体的なものは決まってないんでしょうか。一部でもわかれば、ちょっと興味があるので教えてください。

○金崎教育長

鳥山理事。

○鳥山理事

まだ詳細につきましては、はっきりしてないところはあります。

また、全てのことに子どもたちを全部入れてというのも、なかなか難しいのかなと思っております。

ですが、学校で行う1年生から9年生までが集う運動会であるとか、文化祭であるとか、そういった行事のときには、必ず子どもたちも入って、それも9年生がおりますので、8年生9年生あたりに入ってもらって、一緒に、教職員、保護者、地域住民、そして、8年生9年生という形をとりたいなというように考えているところでございます。

まだ具体的なものができておりませんので、申し訳ございません。

○金崎教育長

仁田委員。

○仁田委員

はい。よく分かりました。

今の時点では、もちろんそういう方向性といいますか、流れだろうなと思っただけの質問だったんですけれども、子どもたちも自分たちの意見を大人と一緒に先生方と作っていけるということに関しては、愛校心も育つでしょうし、楽しい事柄だと思うので、ぜひ運用成功させてください。

楽しみにしております。

○金崎教育長

他ございませんか。

山本委員。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。

非常に夢がある設置方針を掲げていただいて、本当によかったなと思ってます。

設置方針の中に、地域の課題解決とか、あと、6番の地域コミュニティーの人材力や教育力の活用をするというところもあるので、これまでと変わらず、子どもたちにとって、地域の人も関わりながら、良い学習をしていけた

らいいかなというふうに思ってます。

あわせて、教職員の方にとっても、５番にあるんですけど、学校種を超えた融合と連携を密にして、深く楽しい学びを実現すると。

新しい学校に移動されてきた先生方が、小学校・中学校枠を超えていろんな交流をして、いろんな経験をすることで、また次の小学校とか中学校に行ったときに、先ほど言われていた横展開とか、そういったところで生かしていけるような、そういう注目されるような、教職員の方もあそこに行きたいと言われるような、そういう新しい学校になっていけばいいなと、今はもう本当、夢というか、良くなるのではないかなという希望がたくさんあるような設置方針だと思います。

非常によかったと思います。よろしく願いいたします。

○金崎教育長

はい。

ありがとうございました。

それでは、この内容を承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして、議案第３７号 長与町教育委員会事務局庶務規則及び長与町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明を求めます。

宮司教育次長。

○宮司教育次長

議案第３７号 長与町教育委員会事務局庶務規則及び長与町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則についての提案理由を申し上げます。

教育委員会事務局が行う庶務について、施設の一元管理及び事務の効率化その他を推進することを目的とする事務分掌の変更及び字句の修正その他所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、久原課長より説明いたします。

○金崎教育長

久原課長。

○久原課長

はい。ご説明申し上げます。

まず、改正の内容をつぶさにご説明する前に、今回の改正の概要とその趣旨についてご説明をさせていただければと思います。

まず一つ目に、集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるという本来の学校の特質に照らし、そしてまた文化体育、社会教育系施設については、今後、受益者、イコール人口ですが、人口の減少により、施設の総量、

それと、施設種別についての需要の変化というのを見定める、こういった時代が到来しているのではないかと考えております。

そしてまた、大局的な公共施設マネジメントの観点からも、各施設の規模の適正化、そして配置の適正化について、大変今から重要であり、喫緊の課題ということをとらえ、教育委員会が所管する施設の一元管理を教育総務課に置いて行う、その方向性について今回庶務規則を改正するものです。

そしてもう一つ、児童生徒の生活実態の把握、そして、給食公会計との連携強化による効率化を目的として、今まで教育総務課にございました就学奨励に関することを学校教育課に事務移管をするものです。

そしてもう一つ、学校教育課及び教育総務課において横断的に行ってございましたGIGAスクール構想その他教育のデジタル化に関することについて、学校教育課に事務を集約することによる事務の効率化及び教育課程のデジタル化の推進を目指すものです。

その他、例規との整合化及び字句の修正、その他所要の改正を行っております。

また、附則の中で長与町教育委員会事務委任規則の一部改正も同時に行っておりますが、今申し上げた内容その他について、関連するこの当該規則との整合が不十分であった点がございましたので、それにつきましても改正を行っております。

それでは、詳細につきまして、新旧対照表8ページから見ていただければと思います。

第3条につきましては、平仮名になっていた「おく」を漢字に変えたというところです。

そして、第4条、教育委員会に3課ございますが、3課の事務分掌を今先ほど申し上げた内容に沿って改正したものでございます。

改正後の案の方を見ていただければと思います。

まず、15号、16号です。

教育委員会の所管に属する学校、文化、体育、社会教育その他の教育機関の用に供する施設の新設、改良に関する事、これを教育総務課としております。

同じく、教育委員機関の用に供する施設の統廃合に関する事も教育総務課の所管としております。この2つに関しては、今までどの課でも行っておりませんでした。完全に新設の事務分掌となります。

ちょっとすみません。今度は現行の方の15号ですね、就学奨励に関する事、こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり、学校教育課の方に事務移管をしておりまして、ちょっと飛び飛びになって恐縮なんです、

めくっていただいて、10ページの中頃に、学校教育課の26号の就学奨励に関すること、こちらの方に、教育総務課の分が削除されてこちらに追加されたという形になります。

また一旦戻っていただいて、教育総務課の17号、18号ですね、こちらは事務分掌としては変わっておりませんが、先ほどの15号、16号を加えたことにより、号数がずれた、その改正のみでございます。

続きまして9ページ、15号、こちらにですね、旧の事務分掌につきまして、教育の情報化及び学校図書館に関することという表現でございましたが、本来、教育の情報化と学校図書館というのは、ちょっと離れている内容を一つの号に収めてたというところが余り良くないのではないかとということで、こちらの方、「教育の情報化及び」というところを削除しまして、「学校図書館に関すること」のみとしております。

次のページに、よろしくお願いいたします。

26号に関しては先ほど述べましたとおりです。

そして27号、こちらも新設でございます。

先ほどの「教育の情報化」の部分をより詳しく書いた内容ということでございますが、今現在行っております「GIGAスクール構想その他教育のデジタル化に関すること」を学校教育課の所管とするものでございます。

生涯学習課に関しては参考で載せておりますが、改正はございません。

続きまして、第6条、11ページの下ほどになります。

こちらは、今回の事務分掌を変えたことによるものではないんですが、一部改正をするときには、その後も改正をすべきものがないかという視点で全体を見直した中で、事務委任規則等との整合が図れてない部分、もしくはその表現がちょっと余り適切でない部分についても、今回同時に改正をした部分になります。

もともと、この下線部分ですが、長与町教育委員会事務委任規則第2条の各号に定めるものというのは、そもそも、教育長に委任できないものとして別の規則で規定されたにもかかわらず、この規則の中でうたわれてなかった、要は整合がとれなかったという部分でこちらを追加をしているところでございます。

続きまして、次のページ第9条、これも6条と全く同じ趣旨において、この条文を追加したものです。

続きまして、10条ですね、こちらは、先ほど申し上げた6条と9条の改正により再度整理をしたものです。

内容的にはほぼ変わってないのですが、ちょっと見やすいように2つの項に分けたというところでございます。

そして11条です。

この「代決」という表現が、正式には「代理決裁」ということで、一般的な言葉ではなく、我々が使う略語という形なので、ここはやっぱり正式に「代理決裁」という表現がふさわしいのではないかとということで変えております。

「及び」を「若しくは」、その次の「それぞれの」というところについては、少し表現を改めたということでございます。

続いて12条です、旧の方を見ていただければと思いますけど、「者、又は緊急やむを得ないもの」という表現が、ここは、代理決裁をできないときを書いている規定なんですけれども、代理決裁をしてはいけないのが、緊急やむを得ないときはしてはならないというのは、ちょっと逆じゃないのかというところで、緊急やむを得ないときは、代理決裁が普通できるんじゃないかというところで、ちょっと表現として不適當かというところで削除しました。

その後、「重要な事項及び」をですね、ここは表現としては「又は」、&ではなく or であろうということで、「又は」という表現に変えております。

続きまして、13条「すみやかに」は漢字表記に変えたというところでございます。

その次の「この」についても、表現として、読点がついた「、この」が妥当ということで変えております。

ここまでの、長与町教育委員会事務局庶務規則の改正に当たる部分です。

そして、先ほど申し上げました附則の2項の中で、長与町教育委員会事務委任規則の一部改正をしているというふうに申し上げましたが、先ほど来申し上げております庶務規則の6条と9条を変えたことによるその整合を図るために、同じくこの事務委任規則の規定も変えたというところでございます。

駆け足になりましたが、説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

では、議案第37号について質疑はございませんか。

廣田委員。

○廣田委員

ご説明頂いてありがとうございます。

すみません、端的に言うと、それぞれの事務の効率化と職務内容の明確化を図ったということで理解させていただきました。

これまでうまく教育総務課とか、学校教育課とか、それぞれとても忙しい中で皆さんがなさっている中で、こういうふうに明確化されると、動きやす

いのかなと思いました。

以上です。

○金崎教育長

はい。久原課長。

○久原課長

すみません。拙い説明をよくご理解いただきありがとうございます。

もう一度、足早になった部分を、ちょっと違う言葉で加味していきたいと思います。おっしゃられるようにまさにそのとおりで、1番は効率化というところでございます。

やはり、横断的に仕事をするというのは、いい面もあれば、やはり連携を取るという1つの手間が加わるという考えもあるかと思います。

当然今からも、今まで以上に連携は深めるべきだと思うんですけども、意思決定を1つのところに収めるというのは、やはり効率化に資するものだという認識でございます。その部分の改正プラス、教育総務課の方で、公共施設の一元管理というのを新設しているというようなお話もさせていただきましたが、当然、箱物系の施設が代表的なものだと思いますが、学校施設に関しては、教育総務課が、大規模修繕やその方向性について所管しているところでございました。

ただ、生涯学習課が所管する体育施設であったり文化施設、または社会教育施設については、当然、生涯学習課がそれを担ったというところですけども、それをもう全て教育総務課に一元管理をして、要は、その総量が妥当であるかという検討、もしくはそのサービスの内容が適正であるかというような検討をもって、今後の統廃合も含めて、やっぱり一元管理、先ほどと似通ったお話ですけど、意思決定を一つのところに収めるというのは、今後、スムーズに進めていく上で、もしくはその審議の内容を深める上でも必要ではないかということでの改正となっております。

以上です。

○金崎教育長

他にございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして、議案第38号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての提案理由の説明を求めます。

官司教育次長。

○官司教育次長

議案第38号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及

び評価について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検と評価を行いましたので、承認を求めるものです。

内容につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料は、別冊の令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書をお願いいたします。

それでは、評価報告書につきまして、概要を説明させていただきます。

1ページになります。

教育委員会が令和5年度に実施した事業につきまして、長与町の事務事業評価の評価方法により点検と評価を行いました。

その結果を議会に報告し、また公表することとしております。

次に、評価の対象ですが、令和5年度に実施した事業の中から、第10次総合計画、教育振興基本計画に基づき、26の事業を対象事業としております。

3つ目、点検評価の方法でございます。

事務事業の評価については、妥当性、有効性、効率性の3つの視点から、A B C Dの4段階で総合評価をいたしました。

これらの評価を踏まえ、事業の問題点や、今後想定される課題に対する改善案も含めた検討を行っております。

今後の事業展開を拡充、改善、継続実施、縮小、廃止、終了に区分いたしました。

4つ目、教育委員会が行った点検評価に関して、客観性の確保と、多様な視点からの評価を得るため、元中学校校長の江口様と元小学校校長の永富様の2人からのご意見とご助言を外部評価委員の意見としてつけております。

次の2ページをお願いいたします。

令和5年度における教育委員会の開催状況です。

12回開催し、44件の議案をご審議、ご承認頂きました。

3ページには、町教育委員会の活動状況を掲載しております。

4ページをお願いします。

こちらには、教育行政を進める上での基本施策の体系図をお示ししております。

次に、5ページをお願いいたします。

これらは、点検評価の対象となった事業の一覧です。

令和5年度事務事業評価対象事業のうち、改善がなされたもの、また、拡充して実施したと判断した事業について、主なものを説明させていただきます。

す。

まずは改善とした事業からご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

シート番号30の地域人材を活用した学校教育の推進になります。

シートの中ほど、評価対象年度の評価の令和5年度に実施した事業改善の取組の欄を見ていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の5類移行により、集合しての学校運営協議会が可能となり、校長の学校経営方針の承認や学校評価の吟味などを行い、学校の教育活動の充実改善に寄与しました。

今後につきましても、地域の方々が学校と連携しやすくなるよう、具体的方策を検討していかなければならないと考えております。

次に、16ページ、シート番号33の教職員の資質の向上です。

新たな時代のニーズや危機管理等、様々な課題に対応できる教職員の資質能力向上を図るため、管理職員等研修、ICT利活用研修、特別支援教育担当者会、リスクマネジメント研修を実施しました。

今後、さらに教育活動においてICT機器を活用した授業改善を推進し、教職員の資質能力の向上を図る必要があると考えております。

次に、18ページ、シート番号35の生涯学習推進事業です。

新型コロナウイルス感染症の5類移行により開催できていなかった公民館まつりを、工夫しながら、一部の公民館において開催いたしました。

また、公民館講座の申込み方法を、新たに電子申請サービスの活用を始めたことにより、利用者の利便性と業務の効率化は大いに図られております。

次に、24ページ、シート番号41のスポーツ大会・教室の充実及び参加促進です。

新型コロナウイルス感染症の5類移行により、町民ソフトボール大会、町民体育祭などを実施計画することができました。

町民体育祭は参加者が年々減少しているため、今年度は複数自治会合同チームでの参加を可能とするなど、参加条件を緩和し、自治会の負担軽減を図りました。

令和5年度の町民体育祭は、雨のため開催には至りませんでしたが、町民の親睦融和を図るために、次年度以降も企画をしたいと考えております。

続きまして、拡充とした事業につきまして主なものをご説明いたします。

ページを戻っていただきまして、15ページをお願いいたします。

シート番号32の学校教材整備事業です。

令和5年度より町立中学校において、AIドリルを利用した学習での利活用と学習支援ソフトの有用性について研究を行いました。

A I ドリルを小中学校ともに受益者負担により導入し、指導学習の個別化が図られ、データ駆動型教育による個別最適な学びが実現できており、今後もG I G A端末の利活用を促進していきます。

また、次年度の児童生徒の増加等に合わせて、アクセスポイントを増設し、ネットワーク環境を整備しました。

最後に、23ページをお願いいたします。

シート番号40の部活動の地域移行です。

生徒の豊かなスポーツ活動を実現し、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを目指すため、町立中学校における休日の運動部活動を廃止し、学校と地域との連携により、令和5年度より運動部活動を全て地域スポーツ活動へ移行しております。

地域スポーツ活動の運営は、町内に唯一ある総合型スポーツクラブに委託し、12種目を実施しています。

地域スポーツ活動を実施するための環境整備を行い、指導者を対象としたコンプライアンス研修や種目別研修を開催し、指導者の資質、能力の向上を図りました。

また、部活動地域移行コーディネーターを配置したことにより、町内中学校と、総合型スポーツクラブ等との調整及び情報共有が図られ、地域スポーツ活動を円滑に実施することができました。

また、令和5年12月には、文化部地域活動移行推進計画を作成し、文化部活動については、休日にそのまま地域へ移行できる受皿となる組織や団体がないため、休日の文化部活動を原則として廃止し、平日と休日を一体として、平日5日以内の部活動としています。

以上のように、全国的に見ても先駆的な取組となります運動部活動の地域移行や、子どもたちの学びのための教育D Xをはじめ、公民館施設利用者の利便性の向上と業務改善も進んでいるところでございます。

32ページからは、お二人の先生からいただいた所見になります。

総合評価として26事業のうち22事業がA評価であり、また、コロナが5類に移行された中で、常に安全安心を第一に考えながら、事業の達成に向けた取組に評価をいただくとともに、各事業に対しても、今後実践していくこと、取組を期待すること等の提言もいただいたところでございます。

最後、47ページ「おわりに」の中で、教育委員会としてこの報告書を公表する意義を示しております。

以上が令和5年度の評価報告書の概要でございます。

委員皆様の事業に関するご意見などを賜りたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

それでは、議案第38号について質疑はございませんか。

廣田委員。

○廣田委員

ご説明ありがとうございました。

ほとんどの事業に関して改善拡充がなされており、積極的に事業に取り組まれていることがよく分かりました。

私がお尋ねしたいのは、30ページの人権教育推進事業についてです。

これは昨年もCで、本年度も総合評価がCとなっております。

その中に、作文とか標語を学校で書かせてもらうということの、学校への負担を見直す必要があるのではないかとあるんですが、私も学校にいましたが、今こそ人権教育が必要なんですね。いじめ等が多くなってきました。

ですので、本当に学校現場が忙しいということで、ご配慮いただいていると思うんですが、もう少し、何て言いますかね、本当に必要なもの、子どもたちのために、これは人間の人格形成として必要な部分なので、何とかならないのかなと思って。現場がそんなに大変なんですよと言われてるのかが、ちょっと分かりませんので、その辺りを詳しく教えていただいてよろしいですか。

○鳥山理事

中尾課長。

○中尾課長

この人権推進事業につきましては、生涯学習課として、お答えしたいと思います。

これ書いてあるとおりですね、昔は長与町青少年健全育成町民の集いという大きな大会という形でやっていたのを、どうしてもできていない。

ただし、これも復活させたい気持ちもあるけど、なかなか難しい状況にあります。

そのため、先ほど委員が言われましたとおり、学校との連携を密にとっていけないといけないという部分は考えているんですが、いま一つまだ、現場の方との意思疎通が、私どももできてない部分がありまして、学校教育現場の方に、もう一つ踏み込めてないという状況を、こういった形で、またそのままCのまま見直しを検討していくという形で計上させていただいております。

以上です。

○金崎教育長

はい。廣田委員。

○廣田委員

失礼します。

大きな人権大会等を持つということになると、そこで発表する生徒の練習を何度も何度も重ねたりとか、結構手がかかるんですが、それぞれの学校で人権に関する人権集会というのがありまして、その中で、それぞれ作ったものとか書いたものを発表していると思うんですね。

学校単位で発表したものを取り上げてあげて、その表彰なりを教育委員会の方でやっていただくということで、「よく取り組んでいただいてありがとうございます。みんな頑張ってくれているね。」という意思表示を教育委員会がされるという方向だったら、そんなに負担はかからない。必要なものを学校としてやっているのですから、それを認めてもらえたという気持ちのところまでとどめておくということも、もしかしたらできるのかなと思いました。

以上です。

○金崎教育長

鳥山理事。

○鳥山理事

おっしゃっていただいた人権教育というのは、本当に重要な視点の一つだと思っております。

各小・中学校ともに、人権教育及び道徳教育、いじめ、不登校、そういった悲しい思いとか嫌な思いをするお子さんが、1人でもいないようにしていくことを、今学校では推進しておりますので、人権教育・道徳教育というのは大変大切にしておるところです。

加えて、特別支援教育についても、全ての学校で力を入れております。

廣田委員がおっしゃっていただいたように、今ちょうど人権週間の前後で各学校において人権を詳しく学んでいるところですが、年間を通じて、人権教育は大切にしていきたいと思っております。

ですので、学校の人権教育が沈んでいるわけではなくて、学校では充実していると思うんですが、こういった大きな舞台で披露する場とかは、コロナ以降少し減少しているというところで、トータルで見たときのC評価というところになっておると思います。

以上でございます。

○金崎教育長

よろしいですか。

廣田委員。

○廣田委員

大きいものを開催したから、それが、Aになるんだとかじゃなくて、きち

んとした人権教育として指導をされてて、それが実際、町内の学校の中で目に見えるものとしてなされているのであれば、私はこのことは、きちんとやってらっしゃると思いますので、Cでは何か・・・すみません。

○金崎教育長

中尾課長。

○中尾課長

はい。

すみません。こちらですね、どうしても社会教育面の面から見た形でのお答えをしてる状況でありまして、もちろん教育委員会内で横の連携という形で教育現場、そして家庭の現場、それぞれで人権教育というのはやられていと思っていますので、あくまでもこれは生涯学習課としての人権教育の特に家庭を含めた事業、この事業がどうかと言われたときに、コロナ以降うまく行っていない部分がありますので、今後、見直しを検討していきたいと思っているという状況でございます。

以上です。

○金崎教育長

はい。他にございませんか。

仁田委員。

○仁田委員

失礼します。

ページ数が13ページの30番についてなんですけれども、地域人材を活用した学校教育の推進というところで、学校だよりの発行やホームページの更新を通して、家庭地域への情報提供を行ってらっしゃると思うんですけれども、下の方の学校運営協議会の目的や活動内容について、保護者や地域住民に対しての周知が不足しているというふうにも感じていらっしゃるっていう、その、どういうことが不足していて、またその具体的な周知方法というものは、考えてらっしゃるのかなと思ひまして、伺いたいと思います。

お願いします。

○金崎教育長

鳥山理事。

○鳥山理事

ありがとうございます。

学校だよりについては、今もうデジタルの形で配信という形で、保護者、それから地域の見守りの方であるとか、登録をしていただいている方には配信をしておるところでございます。

ホームページも同様です。学校によって更新の頻度は若干違いがございま

すが、学校で学んでいる様子であるとか、行事の様子であるとかを配信しているところでございます。

このコミュニティースクールになりまして、学校運営協議会が令和2年度から立ち上がりましたが、令和2年度からの2年間、3年間は、コロナで学校運営協議会自体が、集まりにくかったり、もう書面だけの交換だったんですが、令和4年度から少しずつ集まれるようになって、令和5年度学校運営協議会が行われて、話し合いとかが行われ、校長の経営方針の承認であるとか、地域の子どものたちの様子であるとかの情報交換をしております。

そして、ある学校では、挨拶を地域でもっと広めていこうという形で取組が始まっているんですが、なかなかその学校運営協議会が、どういう集まりなのかというところがまだ周知が足りずに、地域のご協力が得られないというようなお声が今上がっておりますので、そういった学校のことはお知らせしてるんですが、学校運営協議会のお知らせが発信者がいなかったというところで、十分ではなかったというところがございましたので、学校運営協議会の周知、そして、コミュニティースクールの周知っていうところを、今後図っていかねばならないなという反省点でございます。

以上でございます。

○仁田委員

はい。分かりました。

よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○金崎教育長

他にございませんか。

山本委員。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。

シート番号が33番、16ページになりますけども、教職員の資質の向上というところで、子どもたちに十分楽しく教育を受けていただけるようなところもあるかと思うんですけど、総合評価がAで、令和5年度の実践の評価というのが、改善とあったんですけど、これはどのような点で改善が必要ということで、改善となったのか。

あと、令和6年度も始まってもう既に半年も経っているんですが、令和6年度にどういう取組をされてらっしゃるのかっていうのを教えていただきたいと思います。

○金崎教育長

鳥山理事。

○鳥山理事

まず改善としたところにつきましては、このリスクマネジメント研修については、校長研修会であるとか、副校長・教頭研修会の中で、管理職向けのリスクマネジメント研修といたしますか、リスクマネジメントに関する研修を行っておりました。

しかし、やはり子どもたちに接するのは、管理職だけではございませんので、担任の先生方には担任の先生方にも必要なリスクマネジメント研修がもっと必要だなというところで、それができてなかったのも、そういうのをしていこうという形で、令和5年度改善とさせていただいたところでございます。

また、逆に今度良くなった点というのは、令和5年度は特別支援学級担任や通級指導教室担任が研修する機会が若干少なかったんですけれども、本年度は、月に1回必ず位置づけるようにして、情報交換も行っておりますし、指導教諭による研修も行っております。

そういった形で、特別支援教育の研修会は充実をして、上昇傾向ではあるんですが、リスクマネジメントのところが低かったのも、今それを改善を図ろうとしております。

以上でございます。

○金崎教育長

山本委員。

○山本委員

はい。ありがとうございました。

よく分かりました。

○金崎教育長

他ございませんか。

では承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお渡しします。

○宮司教育次長

その他でございますが、委員の方から何かありませんか。

事務局より何かありませんか。

久原課長お願いします。

○久原課長

はい。教育総務課からというわけではないんですが、9月の定例会で、定例教育委員会の前に総合教育会議をとということで、今延期になってるかと思います。今現在総務課が所管となりますが、調整中です。

12月末の定例教育委員会で開催の予定ではあるんですが、諸事情により12月末もひょっとしたら難しいかもしれないという情報等も入っております。

ただ、こういったご案内の仕方で大変恐縮なんですが、12月に、1時間ほどは早く来ていただくというようなご案内を差し上げるかもしれないというのと、もしそこで駄目だったら1月とかに、また同じようなご案内を差し上げる可能性があるということを、すみません、まだ正式決定になってないんですが、決まり次第総務課の方からご案内もあると思いますし、うちの方にも連絡ありましたら、できる限り早めにお伝えはしたいと思っております。

以上です。

○宮司教育次長

はい。

他にはないようですので、これもちまして、令和6年第11回定例教育委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。